

令和4年度 東京都中小企業制度融資のご案内

「東京都中小企業制度融資」では、都内中小企業の皆様の資金繰りを、様々な優遇メニュー（低金利・信用保証料補助など）で支援しています。

設備投資・企業立地促進

機械設備の導入・更新や工場の新增設等を支援する
保証料負担を大幅に軽減したメニューです！

本メニューの特徴 ～このような優遇等があります～

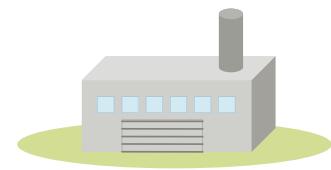
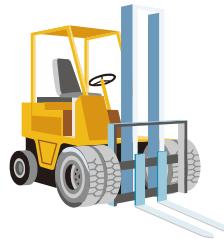
- 設備投資や建物の改修・建替、工場・事務所・店舗の新增設等に必要な資金を長期で融資するメニューです。
- 都が、**全事業者に対して信用保証料を補助**します。

	融資期間	融資限度額	融資利率（※）	信用保証料補助
設備投資	15年以内	2億8,000万円	固定金利の場合 1.5～2.4%以内	3分の2
企業立地促進				※令和4年10月25日～拡充

※ 詳しい融資条件・お申し込み方法は裏面をご覧ください。

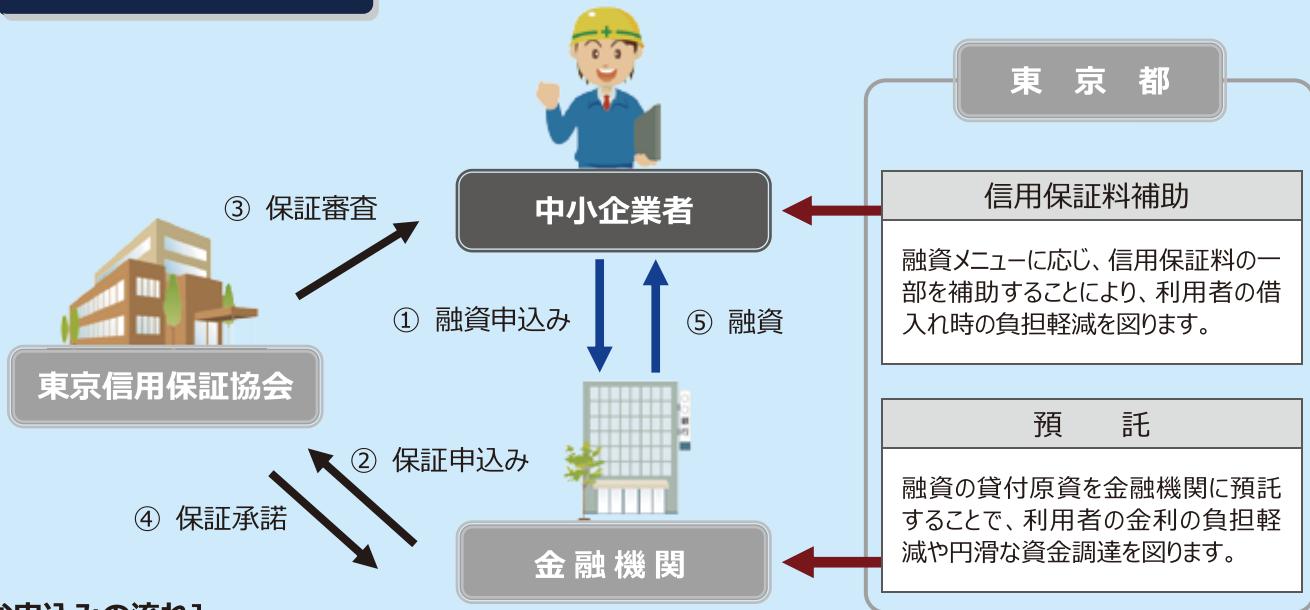
ご利用いただける方

設備投資	設備（機械・装置等）の増強等、建物の建替（耐震化）等を行う中小企業者
企業立地促進	東京都内で工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う中小企業者



お申込みの流れ及び融資条件については裏面をご覧ください。

お申込みの流れ



[お申込みの流れ]

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
- ③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

融資条件等

	設備投資	企業立地促進
ご利用いただける方	事業の実施に必要な設備（機械・装置等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT、IoT、AI、ロボットを活用した設備の導入を含む。）又は、建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化等）を行う中小企業者	引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、都内に工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う中小企業者
資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金	
融資限度額	2億8,000万円	
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）	
信用保証料補助	全事業者に対し、信用保証料の3分の2 ※令和4年10月25日～拡充	

■ 融資利率は以下のとおりです。（「設備投資」、「企業立地促進」共通）

融資利率(年)		責任共有制度の対象となる場合	責任共有制度の対象外となる場合
固定金利	3年以内	1.7%以内	1.5%以内
	3年超5年以内	1.8%以内	1.6%以内
	5年超7年以内	2.0%以内	1.8%以内
	7年超10年以内	2.2%以内	2.0%以内
	10年超	2.4%以内	2.2%以内
変動金利		「短プラ+0.4%」以内	「短プラ+0.2%」以内

▪ 保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

お問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>

東京都 制度融資

検索



印刷物規格表 第4類

印刷番号 (4) 135